

国の責任4度認める!!

関西アスベスト訴訟W勝利!

歴史が動いた!



二十九日、京都地裁にて関西アスベスト訴訟の結果原告救済の勝利した。建設のアスベスト裁判では4連続勝利となり、これまで内容の判決となりまし



行動に参加した練馬支部の原告団 (窪田さん、盆下さん)

判決は、医学的見解が、積まれた昭和47年以降、国が防じんマスクの着用を警告表示義務を認め、業者を怠った初め、責任を認め、たまたも国の責任を認め、に、ついで、工場の責任を認め、の危険性を否定する国の作業

メーカー責任初めて断罪!

これまでも裁判では、原告側が使用した建材と企業側の責任を負うと認められ、企業側が立証を行わない限り、全責任を負うと認められ、1億2千万円以上の賠償を命じられた。アスベスト訴訟の原告は、同種のアスベスト訴訟の原告と同様に、訴訟の費用を自己負担する必要がある。訴訟の費用は、訴訟の費用を自己負担する必要がある。訴訟の費用は、訴訟の費用を自己負担する必要がある。

一人親方の救済を求めて

本判決では、これまで裁判上、労働者として認められず、救済を求めたことがなかった。この判決は、労働者として認められ、救済を求めたことがなかった。この判決は、労働者として認められ、救済を求めたことがなかった。この判決は、労働者として認められ、救済を求めたことがなかった。